

目次

B II -CV-1st-1★訴状20190620	2
B II -CV-1st-2★準備書面③20200220	11
B II -CV-1st-3★証拠20190620	14
B II -CV-1st-4★甲6号証	16
B II -CV-1st-5★甲7号証	18
B II -CV-1st-6★甲8号証	23

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状B II

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379
氏名 高橋和俊 電話: 0278-62-6201

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告は包囲網として共謀して、後述のような露骨な無言の脅迫を重ね、私に加害しました。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

本件に関する群馬県警の対応については前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて係属中です。

被告は地元地区の猟友会長であり、本件猟銃脅迫グループの主犯として、ハンターグループを指揮して、後述の1から8の通り、ハンターの立場を悪用し、猟銃による私の生命に対する一連の無言の脅迫行為を重ねました。

これらは犯罪(殺人未遂罪、暴行罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪)であり、狩猟法違反であり、信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、また人格権(憲法13条の自決権や生命に対する権利など)の侵害であり、これらにより精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。よって、民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為

責任のいずれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。
なお、いずれも適用可能な場合は、後者を適用ねがいます。

第3 被告への当事者本人尋問を要請します

本件不法行為として掲げた被告ハンターグループの一連行為は、私の生命に対する無言の脅迫であると認識しており、被告は主犯としてその中心的役割を担ったものと思われませんが、本来は捜査によって確定されているべきそうした前提事実を、捜査当局である沼田署が組織的に隠蔽しております。

その前提事実に対する認識や認否を被告から直接訊き出し、訴えの基礎を固める為です。

第4 不当性と不法行為

被告は地元地区の猟友会長であり、本件猟銃脅迫グループの主犯として、ハンターグループを指揮して、後述の1から8の通り、ハンターの立場を悪用し、猟銃による私の生命に対する一連の無言の脅迫行為を重ねました。

これらは一般人の誰もが脅迫と感じるような、絵に描いたような露骨な脅迫であるとは思いますが、無言の脅迫というのはその性質上、認定が容易ではないと思われしますので、不法行為としては一つとし、全体の態様としてご判断下さい。

更には本件ばかりでなく、貴所にて係属中の、平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて訴状とともに提出した被害届2018や恣意性一覧表にも記載の通り、なにゆえ私に対してこれらの非人間扱いがことごとく繰り返されているのかという相互関連性や蓋然性を総合すれば、その全てが包囲網による社会的村八分であることは歴然としており、それ以外には説明が付きません。

そして本件の一連の脅迫が被告主導であったことは、例えば以下の事実から推測できます。

I 本件発砲以後のつきまといは常にグループであり、その中に必ず被告が居ました

II 被告単独のつきまとい映像(甲2)などが、被告主導を象徴しています

これは例外的な単独行動であるが故に、一連行為が被告主導であることを示唆しています。

①私の散歩の帰途であったこと(常時監視に基く待ち伏せの証左)

②日没直前で、もう撃てない時間なのに、ハンターの恰好をしていたこと

③ダムの400mも手前で車を停めて、私の目の前に立って見せたこと

III 20150111の本件発砲を事前に知っていたはず(主犯ないし共犯)

(説明)

現場検証にはハンター4人が立ち会っており、被告は猟友会長ですし、警察に対して中心となって対峙していたのは被告であったことから見て、この発砲自体を指揮していたことが推測されます。

集団的に狩猟していたのは明らかであり、通常であれば、獲物を発見した後、先廻りして待ち伏せて狙撃する役、後ろから追い立てる役、仕留める役などを其々決めて、互いに連絡を取りながら行動していたはず(はず)です。

互いにというよりも、リーダーの指示に基いて行動しているのが普通だと思われ(はず)ます。

少なくとも、同士討ちにならないようにはしているはずですが、つまり、被告は本件発砲について事前に知っていたはずです。

一連事件の概要と焦点

以下の通りですが、被告への本人尋問事項とかなり重複します。
いくつもの不審点が重なっており、その全てが故意ではないということはありません。

1 最初の発砲の自明の違法性(経過①、偶発性 1/100000000)

2015.1.11(日)午後2時頃、私の畑(群馬県利根郡みなかみ町上牧 2521-1)で座って焚き火をしていたところ、本件発砲者(被疑者不詳)が、①無断でその畑の北側から南に約30m踏み込んで、②私の存在を承知の上で、③私の無意識下で、④至近距離約30mで、⑤ほぼ対面で、いきなり発砲しました。

当日は晴天で風もあまり無く、視界は良好で、両者を遮る物は在りませんでした。

私は焚火を挟んで本件発砲者と対面で、座ってぼんやりしていました。

切り倒された木々の中で焚火をしているのは、普通は土地所有者です。

私が行っていた焚火は、積雪の中とはいえ、それらの木々を燃やして片付けるための大規模な焚火ですから、その煙は遠くからでも視認できたはずですが。

本件発砲者は、私の正面から畑の中深くまで踏み込んで、至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを敢えて視覚的にアピールしたのだと思います。

この発砲直後に私が最初に目撃したのは、発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作です。警察への供述によれば、本件発砲者は私が居ることは承知していたそうですし、体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、私の無意識への表象です。

また、本件発砲者は鮮やかな蛍光色のジャンパーを着用しており、私の対面方向から畑に侵入していましたから、もう一呼吸待てば私が発砲者に気付いたと思われそうですが、なぜ私が気付くのを待たなかったのかが極めて不審です。

そもそも焚火の近くに現れるシカなど実在しないので狂言と思われそうですが、そのような凶太いシカであるならば、あわてて撃たなくても逃げないと思います。

また、現実には獲物にかすってもいないことも狂言を示唆しています。

つまり、轟音効果を狙った疑いや、真の銃口の向きを隠そうとした疑いが強いです。

(説明)違法性が自明なのに実行しているのが極めて不審

この発砲は、外形的にも私という人間の存在を無視した極めて傍若無人な行為ですから、特に自治の権利の侵害を始め、その違法性はあまりにも自明であり、なにゆえそれを敢えて行ったのかという動機を考えれば、当然に、何らかの特別な意図が推測されます。

以下の通り、何重にも違法であること

A 狩猟法違反 第38条3「弾丸の到達するおそれのある人～」に当たります

B 暴行罪 私の無意識下を承知の上での轟音による物理力の直接行使です

C 殺人未遂罪 獲物の実在や、銃口の方向、着弾点などを示す証拠は有りません

D 脅迫罪 その無言の脅迫の意図は言うまでも無く「お前を撃ち殺すぞ」です。

数値による間接的・合理的な違法性の検証

- (1) 同条件の発砲の統計的出現確率 前例が無いほどに稀有だと思います。
稀有であることは、一般的に違法であると広く認識されていることを示します。
それを敢えて実行していることは、当然に、何らかの特別の意図を推定させます。
(なお、至近距離とは、狙撃すればほぼ確実に命中する距離、あるいは轟音が暴行に当る距離であり、直感的には直線距離 50m くらいまでかと考えます)
- (2) 実測による暴行罪の検証 この発砲の音の大きさ 再現実験

2 通り道上の血痕の散乱(経過③、偶発性 1/10000000)

2015. 1. 26(月)午前9時より前 被告ら狙撃グループは、私が通るのを狙って、畑への通り道上(上牧 2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせました。

(説明) 立場と立地と偏在と量が不審

死骸の元の場所から通り道までの間の約 20m には血痕が無かったのに、約 20 箇所もの黄色い大穴が、通り道の雪の上に意味有りげに点在していました。つまり極端な偏在です。

ですから通り道で獲物を捌いたことは口実であろうと思われます。

ハンターにも縄張りがあるので、ほぼ被告グループの仕業だと思いましたが、処分を受けた後の被告グループの仕業だとすれば、無神経過ぎます(残渣放置規則違反は自明)。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この獲物のようにお前を殺すぞ」です。

- ・カラスや獣は通り道など意識しないので、極めて人為的(99%以上)
- ・捌くのに通り道まで持ち出す必要無し
- ・ウリ坊二匹分にしては異常に多量過ぎると思われる

一万羽ものカラスの大群が通り道の南側の木々に集結(死骸の元の場所は北側)

3 通り道の小猪の二匹の死骸(経過④、偶発性 1/1000000)

2015. 1. 26(月)17:00 頃、狙撃グループが通り道上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。

(説明) 立地と時期と匹数が不審

クロイワ警官の現場検証後間も無く、通り道の雪の上に二匹の子猪の死骸が意味有り気に在りました。現場検証より一匹多いです。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

- ・カラスや獣は通り道など関係無いので、二匹とも、という状況は極めて人為的(99%以上)
- ・ずっと元の場所に在ったのに、急に動く道理は無いし、鳥の大群はもう居ない
- ・獣や鳥の習性として、持ち帰るつもりで動かしたなら残さない
- ・増えた一匹はどこかに隠し持っていた疑い

4 被告やハンターのつきまとい(甲 2 映像)

20150221 16:08 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧 3509 付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。

20180111 15:57 高橋和俊と知り合いと思われる地元のハンター(被疑者不詳)が、私の散歩の目的地である石神峠(県道・道木佐山線の大沼付近)に、ハンターの装備をして意味有り気に現れました。

また、「そんなことを言っていると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ」と言いました。

(説明)いずれも場所と時機に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「我々はこの通り常にお前を監視しているぞ」です。

・私の散歩の帰途であること(常時監視に基く待ち伏せの証左)

・ハンターの恰好をしていること。特に高橋は日没直前ですから、もう撃てない状況です

・特に高橋は、ダムの400mも手前で車を停めたこと、私の目の前に立って見せたこと

5 通り道上の大猪の毛皮(甲3、偶発性1/1000000)

⑬2015.3.27(火)18:16 被告らは、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを、意味有り気に通り道の雪の上に置きました。

(説明)立地と時期と理由に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

・置き去りにした当初に正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無い

・捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無い(残渣放置規則違反は自明)

・獣はこのように毛皮をなめさない

・重たい骨は持ち去って、軽い毛皮だけを残すのは不自然

・それならなぜこの時点まで手付かずで残っていたのか?

6 私の身近での度重なる禁猟期間中の威嚇発砲(甲4)

151106-0555、151106-0704、151106-0714、151106-0719、160624-0232、170312-0322、170927-1143(1400 頃)、171007-1034(1050 頃)、171022-1533(大雨)、171114-1850、181031-1526

(説明)時期と場所と特例認可有無が不審

猟期とは、始期は例年11/15でほぼ固定であり、終期は02/15～02/28で可変です。

これも、包囲網としての本件猟銃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。

その無言の脅迫の意図は「我々は一年中いつでも誤射に見せかけてお前を殺せるぞ」です。

そもそも特例先で該当が無い場合は即、違法発砲だと思います。

特に、151106の4つにご注目下さい。本件発砲の年の秋で、まだ禁猟期間中です。

この日の午前中だけで、合わせて数十発の銃声と数百発の発砲音が断続的に記録されており、包囲網の並々ならぬ威力の意図が感じられます。

冗長な記録ですが、この時期の状況をリアルに伝えております。

7 私の身近での度重なる発砲音(甲4)

151106-0555、151106-0704、151106-0714、151106-0719、170820-0606、171002-0521、180523-0315、180823-0048 ほか多数

(説明)原因や状況が不審

発砲音とは、私の身边で日常的に聞こえる爆竹花火のような音で、再生音と思われます。

轟音ではありませんが、誰による、何の為の音なのかが極めて不審です。

音源を捜そうと近づくと、必ず止んでしまうのも不審です。

特に、既述の151106の4つにご注目下さい。

つまり、包囲網としての本件猟銃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。その無言の脅迫の意図は「我々はこのように常時お前を監視しており、誤射に見せかけていつでもお前を射殺できるぞ」です。

8 私の身边での度重なる狩猟時の合図の声(甲4)

180126-0202、180210-0404、190319-0007、190323-0018

(説明)場所と原因ないし理由が不審

フクロウの声に似ていますが、このへんで本物が鳴いていたことは今まで有りませんし、この音を狙撃現場で何度も聞いた覚えが有ります。

これも、包囲網としての本件狙撃脅迫事件の彷彿ないし模倣の意図である疑いが強いです。

また、近隣の村人が模倣しているのを現認したことがあります。20181219 12:30 頃

その無言の脅迫の意図は「我々はこのように常時お前を監視しており、誤射に見せかけていつでもお前を射殺できるぞ」です。

第5 本件の動機や背景

要するに被告らの動機は、全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪が全世界に広がっています。

包囲網は信じないことにより、組織力で犯罪を隠蔽して来ました。

要するに、被告らの一連行為は、あまりにも露骨な脅迫であり非人間扱いなので、違法性は自明過ぎて選択の余地は無いはずなのに、それを敢えて断行している点から、何らかの本来在り得ない特殊な状況(不公平な裁判による勝訴や原告の殺害など)を前提とし、それを実現するだけの圧倒的な組織力に確信を持っていることが極めて強く推測されます。

その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを皆無としました。 むろん包囲網としての威力です。

要するに、通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪です。

包囲網はこのように、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽して来ました。

またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。

いずれにせよ「お前の訴えなど我々包囲網の力で握り潰してみせるぞ」という断固とした無言の脅迫の意図だと思えます。

脅迫殺人(A)と本件(B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかですから、包囲網

は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

本件の害意の対象は生命と身体と自由のいずれかだと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、本件も無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示(甲5) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例

(大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

時系列的事実経過(B＝平成30年(ワ)第356号と同じ、関連する項番のみ抜粋)

①20150111(日)午後2時頃、私の畑(群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1)で、座って焚き火をしていたところ、発砲者(被疑者不詳)が、①無断でその畑の北側から南に約30m踏み込んで、②私の存在を承知の上で、③私の無意識下で、④至近距離約30mで、⑤ほぼ対面で、いきなり発砲しました。

すぐに私が通報し、午後3時頃から沼田署の警官5人(被疑者不詳A～D)が検証しました。この発砲について、私が脅迫を主張したのに、ヤナオカ(主担当)は「告知が無かったので脅迫ではない」と頑なに繰り返し、「こんな異常な発砲に言葉が要るのか?」と抗議しても、特別な意図の存在を根拠無く無視し、以後現在にわたり平行線を辿りました。

20150113(火) 沼田署・生活安全課に既述①で現場検証した警官のいずれかを訪ねるも、全員不在で、代りに応対した坊主頭の私服の警官に書面で事情を説明しました。

②20150114(水) 「鹿は実在したのか?」との、前日の同署での私の指摘に基き、沼田署の警官3人(被疑者不詳EとF)が再現場検証し、その場でヤナオカより「発砲者の供述の場所の辺りに鹿の足跡が有った」との報告がありました。

私は「当然有るでしょうが、発砲時のものかどうかわかりませんよね?」と釘を刺しました。

③20150126(月)午前9時より前 発砲現場への通り道上(上牧2517-2付近)に夥しい血痕が点在し、カラスの大群が集まり騒然としておりました。

同日14時頃になって私が通報し「畑への通り道上に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われるので現場検証してほしい」と要請したため、クロイワと被疑者不詳Gが検証しました。

同日15時頃、検証現場から畑の私への電話報告においてクロイワは、「通り道からかなり外れた場所に大小各一匹の猪の死骸が有り、血痕は通り道より死骸の周囲に集中しており、ハンターが普通に獲物を捌いた結果と判断するので事件性は感じない」と所見しました。

これに対し私は「それはおかしい。真っ先に先日の発砲との関連を疑うべき。何らかの処分を受けたはずの狙撃グループが行なった行為だとすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じる。どのような処分をしたのか?」と抗議しましたが「それは知らないので担当のヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない。」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿りました。

④20150126(月)17:00頃 通り道上(上牧 2517-2 付近)に、頭と毛皮だけになった小猪の死骸が二匹在りました。

⑤20150127(火)9:00頃(甲1) 前項の死骸が一匹になりました。

⑥20150127(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、私は①や③との関連で④と⑤も狙撃グループの脅迫と主張し、④と⑤の現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も100%、烏の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の処分はしたのか?」と質しても答えず、根拠無くこの要請を無視しました。

⑦20150129 午前 私の自宅から同署への通話においてクロイワは、「④と⑤はとにかく100%獣の仕業であり事件性無し」と主張。「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の処分はしたのか?」と質すと、またも答えませんでした。

「それを知らなくては事件性を判断できないのでは?」と更に質すと、「とにかく事件性無しと判断するので④と⑤の検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否しました。

⑩20150220 午前 私が沼田署・生活安全課にてヤナオカと被疑者不詳Jに未決事項を質すも、二人とも約2時間終止黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切りました。

それなのに帰りがけに被疑者不詳Kから「本件についてはもうこれ以上お話することはありません」と理不尽に宣告されました。

⑪20150221 16:08(甲2) 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧 3509 付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。

⑬20150327(火)18:16(甲3)、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸が解体され、骨や肉はそっくり消え失せ、チャンチャンコ状態になめされた胴体部の毛皮だけが、意味有り気に、元の場所から約20m離れた通り道(上牧 3406)の雪の上に在りました。

⑳201709 月前半 上牧 3509 付近で別々の日に数発づつの発砲が有りました。

2 1 20170927 14:00頃 私の自宅付近で一発の発砲が有りました。

2 8 20171007 10:50頃 私の自宅付近で一発の発砲が有りました。

2 9 20171007 12:48 私の自宅から沼田署への電話通報においてハギワラは、同日10:50頃の銃声と先月前半の複数の日に数発づつの銃声があったことを伝え、禁猟期間中であることを強調し、狙撃グループによる脅迫の捜査を要請するも、その後故無くこれを無視しました。

3 0 20171027 15:02 沼田署にて警務課・ノグチは、前項のハギワラへの銃声の通報が無視されているうえに、20171022 15:33に新たな銃声があったことを伝え、それらの録音を聞かせ、署長の見解を問いたい旨を伝えるも、その後故無くこれらは無視しました。

3 1 20180109 14:54 私の自宅からみなかみ町農政課獣害対策センターへの通話においてタムラは、①今まで町として被告グループに何も措置していない、②今まで警察から照会を受けていない、と答えました。

3 2 20180111 15:57(甲2)

高橋和俊の知り合いと思われる地元のハンターが、私の散歩の目的地である石神峠(県道・道木佐山線の大沼付近)に、ハンターの装備をして、意味有り気に現れました。

また、「そんなことを言っていると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ」と言いました。

3 3 20180126 02:02 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の音が5回有りました。

3 4 20180126 10:48 私の通報により自宅に駆けつけた沼田署・橋本・茂木に対し、前項の録音を聞かせ、実在する梟の鳴声ではないこと、つまり狙撃グループによる脅迫を強調し、その動機について「沼田署には過去に何度も説明済みであるが、必要なら最新の該当告訴状を手交する」と言ったのに受取りませんでした。その他に最近三度の銃声や、周辺の異音のうち、オドロ音、ストーク音、ノッキング音を聞かせました。さらに不審な他県ナンバーの徘徊を一覧を見せて説明し、包囲網の実在を強調しましたが、その後故無くこれを無視しました。

3 5 20180210 05:43 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の音が10回ほど聞こえたため即時110番通報しましたが、被疑者不詳Qに、沼田署に架け直せと指示されました。

この架け直し指示は定例化しており、隠蔽の意図を強く示唆しています。

沼田署に架け直し、当直の被疑者不詳Rに対し、狙撃グループによる脅迫に違いないこと、更に20180207 13:30頃、県道(大沼付近)の歩道上に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、相互関連性を強調しましたが、その後故無くこれを無視しました。

第6 証拠方法 証拠説明書BⅡに記載の全て

第7 附属書類 本書と証拠説明書BⅡの全書証と副本一式

以上

B II 準備書面(3)

令和 2 年 2 月 20 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井豊

第 1 被告の答弁の不当性

① 合理的根拠無しに、訴えた違法性を無視しています

私は理由を示して訴えております。

② 「違法性が無いから理由も不要」は狂気の倒錯です

これは論法として、当り前の違法性を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ違法性が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

③ 理由の無い否認は擬制自白です

第 2 本件発砲は、公然たる害意の表示であり、個人の尊厳の蹂躪です

他人の存在を公然と否定する、名誉への害意の表示行為ですから、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱す行為であり、典型的な公序良俗違反であり、極めて反社会的です。

また、たとえ全てが本件発砲者の供述通りであっても、以下の違法性は否定不可能です。

それは、銃刀法の趣旨を含め、当のハンター達が一番良くわかっているはずです。

否定するなら理由を示して下さい。

以下の違法性が否定できない以上、本件発砲者の身元を隠す道理はありません

1 狩猟法違反(至近距離、38 条 3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ること)

集落の中での「無意識下の、至近距離 30m」は違反に当るのに、本件が違反に当たらないのはなぜですか? 論理則違反

2 殺人未遂罪(無意識下の轟音によるショック死の恐れ)

実測値が必要ですが、ショック死の恐れが無いと言えますか?

3 暴行罪(無意識下の轟音、音波による身体への直接攻撃)

実測値が必要ですが、音波による身体への直接攻撃ではないとする理由は何ですか?

4 侮辱罪(無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入、傍若無人な振舞い、周囲に仲間)

他人の存在を公然と否定する行為です。

5 自律権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑)

6 静穏権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離)

7 脅迫罪

上記の違法性は誰でも自明であるが故に、「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を示唆します。

また、全人格を否定するような言動はすべからく、「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への害意の表示であることを免れません。

第3 被告への本人尋問の未説明事項

本件発砲時に一般人が現場に居たことを知っていました

1 焚火の煙は遠く(高い所)から視認できたはずですが

地形的に、周囲の山を下って盆地(畑)に降りて来るので、大規模な焚火の煙は遠く(高い所)から視認できたはずであり、一般人が居たことに早くから気付いたはずですが。

また、本件発砲までに気付いたはずなので、本件発砲を制止することもできたはずですが。

つまり、本件発砲の、言わば共犯に当たります。

→ このように、発砲時の各メンバーの位置関係が焦点なのに、尋問①「知らない、発砲音は聞いたと思う」では答えになり得ません。抗弁事実が必要です。

2 本件発砲を事前に知らなかったとするのは一般的に無理です

タツメ(仕留め役)を事前に決める意味は、狩りの効率性よりも、同士討ち防止の為と思われ、獲物とタツメ(仕留め役)の現在位置を常に意識し、両者の間に割り込まないように注意していれば、とりあえず撃たれる心配は無いと言えますが、それには目視が必要です。

同様に、事前に仕留める場所を決めておいたほうが、より安全と言えます。

加えて、無線を使つての、追い立て役と待ち伏せ役の分業など通常の狩猟方法も総合すれば、蓋然性として、事前に決めた本件発砲場所付近で、皆で本件発砲を見守っていたことが、極めて強く推定されます。

これは強力な経験則ないし論理則だと思いますから、否定するには抗弁事実が必要です。

3 証言⑧の、四現象全て無関係というのは、蓋然性が有りません

通り道の血痕、小猪の死骸、大猪の狩猟、大猪の解体、のいずれも不知とのことですが、ハンターが縄張りを持つことは、同士討ちを避ける意味から当然ですし、被告グループは、このウツシボウ(内し坊)界隈を縄張りにしていたと聞いています。

→ 「覚えが無い」だけでは答えになり得ません。アリバイはありますか?

ハンターは弾丸の使用記録等から、その日の行動の調べが付くはずですが。

それから既述の通り、大猪の解体については、人為性 100%かつ捌く行為が無意味であることから、誰が捌いたかに係らず、別目的としか説明が付きませんが、どう思いますか?

4 ②の証言の、シカを追い立てた方向は、逆だと思われれます

タツメ(仕留め役)が先回りして仕留める場所で待ち伏せ、他の人達が獲物を追い立てる(囲い込む)、という形の狩猟方法が一般的だと思いますが、その場合の発砲方向はグループの進行方向とは対面ないし直角になるはずです。

本件発砲は、吉平側から外し坊側方向への、畑を縦断する形の発砲でしたから、証言通りにシカを追い立てたとすれば、以下の点の辻褄が合いません。

疑惑A シカが畑の中を通ったはずなのに、私は見ていません。

疑惑B グループの進行方向と同じ方向への発砲ですから、発砲者が先頭なら、同士討ちの心配は有りませんが、それではタツメ(仕留め役)の意味が無いと思います。

疑惑C 現場検証時に、他のハンター達は皆、本件発砲者の対面方向(シカの方)から現れました。

第4 引き続き事案解明を裁判所に要請します

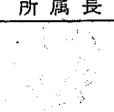
以上

前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) B II 20190607

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号証	20150127(火)13:49 小猪一匹の死骸と、その元の場所のビデオ映像	USBメモリー 20150127 原告が作成	立証すべきは経過⑤の一匹に減った事実であり、④と合わせての遭遇状況から人為性と故意性が極めて高いことです。 ④20150126(月)17:00頃 狙撃グループが私の帰途上(群馬県利根郡みなかみ町上牧2517-2付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。 ⑤20150127(火)09:00頃 狙撃グループが前項の死骸のうち一匹を隠しました。 (説明)立地と時期と匹数が不審 なお、薄暗くて④での撮影が困難だったので⑤の時点になりました。 クロイワ警官の現場検証後間も無く、通り道の雪の上に、二匹の子猪の死骸が在りました。現場検証より一匹多いです。 ・カラスや獣は通り道など関係無いので、二匹とも通り道という状況は極めて人為的(99%以上) ・獣や鳥の習性として、持ち帰るつもりで動かしたものは残さない ・増えた一匹はどこかに隠し持っていた疑い
甲2号証	つきまといのビデオ映像 ①150221-1608 被告 ②180111-1557 不詳	USBメモリー 20180111 原告が作成	立証すべきは、経過⑩と32の事実です。 いずれも場所と時機に必然性が無く不審です。 ①高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧3509付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。 ・私の散歩の帰途に意味有り気に現れたこと(常時監視の証左) ・日没直前ですから、もう撃てないはずなのに、ハンターの恰好をしている ・ダムの400mも手前で車を停めたこと、しかも私の目の前に立って見せる必要無し ②高橋和俊と知り合いと思われる地元のハンターが、私の散歩の目的地である石神峠(県道・道木佐山線の大沼付近)に、ハンターの装備をして意味有り気に現れました(常時監視の証左)。 「そんなことを言っていると、そのうち誰にも相手にされなくなるぞ」との発言にも注目下さい。
甲3号証	通り道の大猪の毛皮 ①150327-1816 死骸の元の場所 ②150328-0902 の各ビデオ映像	USBメモリー 20150328 原告が作成	立証すべきは経過⑬の事実です。 5 通り道上の大猪の毛皮 (説明)立地と時期と理由に必然性が無く不審です。 ⑬2015. 3. 27(火)18:16 本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸が解体され、骨や肉はそっくり消え失せ、チャンチャンコ状態になめされた胴体部の毛皮だけが意味有り気に通り道の雪の上に在りました。 痕跡から、ハンターが通り道で捌いたものと思われます。 ・置き去りにした当初に正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無い ・捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無い ・獣はこのように毛皮をなめさない

			<p>・重たい骨は持ち去って、軽い毛皮だけを残すのは奇怪</p> <p>・それならなぜこの時点まで手付かずで残っていたのか？</p>
甲4号証	本件関連の記録のファイルフォルダー	<p>USBメモリー</p> <p>20190606</p> <p>原告が作成</p>	<p>立証すべきは訴状に日時を記載している各事実の存在です。 本件関連と思われる事象を集めたフォルダーです。</p> <p>各ファイル名の先頭には、YYMMDD-HHMMの形で必ず録音日時が入っており、前半の6桁数字が西暦下二桁の年月日(YYMMDD)、後半の4桁数字が24時間表示の時分(HHMM)です。</p>
甲5号書証 (判例抜粋)	<p>大阪高等裁判所 昭和</p> <p>30(う)1561 暴力行為等</p> <p>処罰に関する法律違反</p> <p>被告事件 昭和32年9月</p> <p>13日 破棄自判</p>	<p>コピー</p> <p>20190225</p> <p>原告が作成</p>	<p>直接的に立証すべき事実は有りません。</p> <p>村八分扱の決議とその通告が、自由と名誉への害意の脅迫に当たると判じています。</p> <p>この判例に即して表現すれば、本件の不法行為も無言の村八分の通告とみなせると思います。</p> <p>本件はこの判例よりも、動機や隠蔽しているものが重大だと思えます。</p>

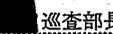
署 担 当 課 長	課	員
		

所 属 長	次 席 等	課 員
		

受理番号 **1511710000038**

男女間トラブル 自殺企図者 重要案件 開示不可 他所属移管 他所属参考送付

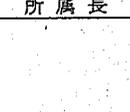
相 談 業 務 報 告 書

受理担当者	所 属 沼田警察署	課・係 生活安全課生活安全係	階 級 警部補	氏 名 柳岡 頭 (職員番号 	
受理日時	平成 27年 1月 11日 15時 27分 ~ 17時 21分 までの間 (24時間制で記入)				
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業)  (氏 名) 今井 豊 性別 - 男 ( 歳) TEL FAX/携帯 				
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署 (所) 外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	種 別			
件 名	狩猟の仕方について				
相談概要	110番指令215 (50メートル手前で猟銃を撃ったものを捕まえている)との通報に基づき、現場急行したところ、相談者が 人が近くにいるのに射撃されて驚いた。 木を燃やして、火の番をしていたら、銃の発射音が聞こえて、音の方向を確認したら人がいて、この人が撃ったのだと思った。 確認した時は、猟銃は構えていたかどうかは見えなかったが、体の向きは私のほうではなく、山の方向を向いていた。 と申し立てた。				
処理結果備考	本職及び地域  警部補、  巡査部長、  巡査、  巡査が臨場した。 現場には、相談者の他に、 本件射撃をした者である  追い子 				

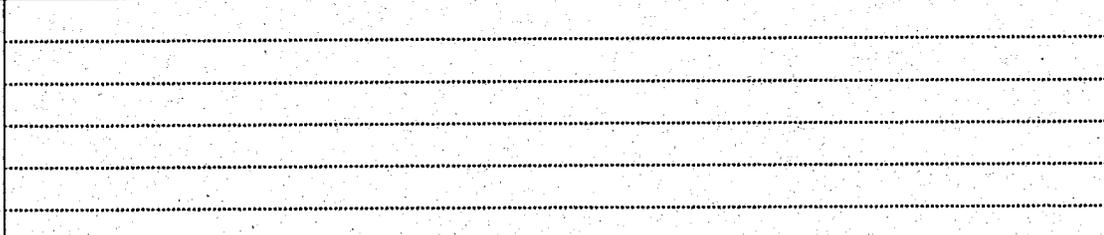
【措置結果】 [解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み] 《継続 引継 苦情継続 》

【最終処理結果】

【対応責任者氏名等】

所 属 長	課 署 員
	

所属 課・係
階級 氏名 印
(職員番号)

最終処理結果備考	
----------	--

【最終措置結果】 年 月 日 [解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み]

乙 第 2 号 証 の 1

□ 処理結果

を認めた。

射撃場所、及び通報者の位置確認等を実施し、状況について聴取し後日連絡する旨を伝え現場を後にした。
帰署後、午後7時10分頃から午後7時23分頃までの間、相談者に架電し、射撃の方向等から判断し、違反でない旨を説明したところ、

急に、射撃されて脅迫された。今後、似たようなことがあったらまた通報する。

違反にならないのなら、俺も同じことをしようかな。俺がおかしいというのか
等と申し立てたことから、おかしいとは一言も言っていないと伝えたところ、

そうでしょ。記録として残してもらいたい。

と申し立てたことから、記録に残す旨を伝え、相談者が今回の件について、

何も記録に残らないんじゃ

あとで、確認した時に今回のことがあったことが分かるようにしてもらいたい
旨を申し立てたことから、相談者が今回通報したことに関する個人情報開示請求について説明した。

また、今回射撃をした者は、現場において

（使用銃については、XXXXXXXXXX銃番号XXXXXXXXXX）であり、

通報者に胸ぐらをつかまれた。免許許を取り消させてやる。

等と言われたと申し立てていたことから、相談者に対し確認したところ、

襟を触った。片手で胸ぐらをつかめるのか、あの程度で胸ぐらを掴んだと言うなら、あの付近で狩猟できないようにしてやる。村に出入り禁止にしてやる。

等と興奮して申し立てていたが、記録に残す旨を伝えたところ納得して断電したものの。

相談者から射撃場所までの直線距離31メートル

相談者から射撃方向の延長線上までのおろし15.6メートル

銃口先から相談者の方向約31度

署長	副署長	課長	係長	課員
				

平成30年11月12日

群馬県安中警察署長
警視 須田 春治 殿

群馬県安中警察署
警部 柳岡 頭 

乙第3号証の1

質問事項に対する回答について

原告「今井豊」の「前橋地方裁判所平成30年(ワ)第356事件」つき、本職が現在記憶している内容(各質問事項に対する「回答」)は、別添「質問事項に対する回答」とおりであるから報告する。

記

- 添付資料
別添「質問事項に対する回答(柳岡頭警部)」

別添：質問事項に対する回答（柳岡頭警部）

1 釈明書1頁最下段から数えて3行目から2頁2行目までの部分及び釈明書7頁本文4行目から7行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月11日の猟銃発砲事案（「原告が畑にいたところ、約30メートルの距離から猟銃で狙われ発砲された」と主張している事案）につき、原告がすぐに電話通報し、沼田署の警察官5人が現場検証した。
- さらに同日午後6時頃、沼田署に戻った柳岡警部補から、原告の携帯電話に電話があり「脅迫には言葉が必要」と頑なに繰り返した。
- また原告が「こんな異常な発砲に言葉が要るのか？」と抗議しても見直さず、以後にわたり平行線を辿った。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月11日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 原告は「これは、猟銃を使用した脅迫だ」と終始申し立てていた。
- 狩猟者は原告に胸ぐらをつかまれた旨を申し立てている。
- 原告に胸ぐらをつかんだ事実について、確認したところ胸ぐらをつかんだことを認めている。
- 猟銃発砲事案については、狩猟者が「原告の所在（位置）、獲物の位置、射撃方向等を確認した上で発砲していること」、「原告を驚かせたことについて謝罪したこと」等から、「害悪の告知」に該当せず「脅迫罪」は成立しないことや違法ではないことを確認している。
- 狩猟者の発砲が「脅迫罪」に該当しないこと等について何度も説明したが、原告は納得しなかった。

2 釈明書7頁本文8行目から9行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月14日に、原告からの「鹿は実在したのか？」との前日（平成27年1月13日）の沼田署での指摘に基づき、沼田署の警察官3人による再現現場検証があり、柳岡警部補から「鹿の足跡があった」との報告があった。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月14日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 狩猟者立会いの下、生活安全課の松本巡査と共に現場確認を実施した。

- 雪面に新しい鹿の足跡を確認したが、降雪により本件事案当時の鹿の足跡の発見には至らなかった。
- 狩猟者が説明した射撃方向での被弾した鹿は確認に至らなかった。
- 原告に被弾した獲物（鹿）の存在は確認に至らなかった旨を報告したところ「下手だね」等と申し立てた。

3 釈明書3頁本文7行目から10行目までの部分及び釈明書7頁25行目から28行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月27日、原告は沼田署に電話し、「猟銃発砲事案」があったこと、狙撃グループが平成27年1月26日午前9時頃原告の畑に夥しい血痕を散乱させたこととの相互関連性で、「平成27年1月26日午後5時頃、狙撃グループが原告の帰途上（上牧2517-2付近）に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置いたこと」と「平成27年1月27日午前9時頃、狙撃グループが上記死骸のうち一匹を隠したこと」の現場検証を要請した。
- しかし、柳岡警部補は「鳥の仕業であり事件性なし」と主張した。
- そこで原告が「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実があったのか？」と質したが、柳岡警部補は、返事をせず、根拠なく要請を拒否した。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月27日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 「死骸等の放置」については、それが「狙撃グループ」による原告に対する脅迫であるとする合理的理由は認められないものと判断した。
- 現場臨場は水上交番勤務員に依頼し、水上交番勤務員からの報告を受け、原告に上記内容を回答したが、何度説明しても、原告は納得しなかった。

4 釈明書4頁24行目から27行目までの部分及び釈明書8頁4行目から7行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年2月20日午前、原告が沼田署生活安全課において、柳岡警部補ほか1人に未決事項を質した。
- しかし2人とも約2時間終始黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切った。
- 帰りがけに「本件についてもうこれ以上お話することはありません」と別の1人から理不尽に宣告された。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年2月20日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 当時対応した記憶はあるが、誰と一緒に聴取したかは覚えていない。
- 何度か原告に対応し、「猟銃発砲事案」や「死骸等の放置」について説明を行っており、黙秘していたことはない。

5 猟銃発砲事案について（自由回答）

(1) 質問事項

上記のほか、猟銃発砲事案（平成27年1月11日の群馬県利根郡みなかみ町上牧地内における猟銃の発砲事案及び同事案に端を発する一連の事案）につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 猟銃発砲事案については、現場臨場した上で、捜査等した結果等から、
 - ・ 狩猟期間内に、
 - ・ 狩猟可能区域において、
 - ・ 銃砲所持許可及び狩猟免許を有する猟友会所属の狩猟者が、
 - ・ 「原告がいることを認識し、原告に銃口が向かないように注意しつつ、獲物（鹿）の動静を見極め」た上で射撃したものであること、

さらに具体的には、

- ・ 発砲者から見て獲物は「左から右（原告がいた位置から離れていく方向）」に進んでいた。そこで、発砲者は、スコープをのぞく前から原告がいるのが分かっていたので、獲物が一定程度原告から離れたのを確認してから、スコープで獲物を照準し、なるべく原告から獲物が離れるタイミングを狙っていた。そして、獲物が原告から離れ、その先の木に隠れるギリギリのタイミングを待って発砲した

ものであり、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第10条（所持の態様についての制限）第3項違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「狩猟法」という。）第38条（銃猟の制限）違反及び脅迫罪に抵触するものではないことを確認した。

また、その結果、「銃刀法第10条の9（指示）、同法第11条（許可の取消し及び仮領置）、「狩猟法第52条（狩猟免許の取消し等）」に該当せず、行政処分を行う必要は認められないことを確認した。

- 原告に対する説明等については、猟銃発砲事案に関し、狩猟者による「暴行罪」も成立しないこと、行政処分を行わないことや、また、死骸等の放置に関し、事件性は認められないことについて、猟銃発砲現場や沼田署、原告との架電において、説明を尽くした。また、警視庁東村山署及び埼玉県浦和西警察署に確認した結果についても、原告に説明した。さらに、開示請求方法等原告の利便を図るための制度についても説明した。

6 郵便局員配達事案について（自由回答）

(1) 質問事項

上記のほか、郵便局員配達事案（平成29年4月5日に原告の自宅を郵便局員が

配達に訪れた事案)につき、記憶していることで格別な事項があれば、回答願います。

(2) 回答

○ 特になし

(平成29年当時は沼田警察署で勤務していない)

7 原告「今井豊」について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、原告「今井豊」につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

○ 原告は1月11日の猟銃発砲事案以降に起きた事案について、1月11日の猟銃発砲事案の延長であり、俺に対する脅迫だと、主張していた。

本部長	部長	参事官	管理官	次席	課員

平成30年11月12日

乙第3号証の2

群馬県警察本部刑事部捜査第一課長
警視 萩原 充裕 殿

群馬県警察本部刑事部捜査第一課
巡査部長 黒岩隆宏 

質問事項に対する回答について

原告「今井豊」の「前橋地方裁判所平成30年(ワ)第356事件」つき、本職が現在記憶している内容(各質問事項に対する「回答」)は、別添「質問事項に対する回答」のとおりであるから報告する。

記

1 添付資料

別添「質問事項に対する回答(黒岩隆宏巡査部長)」

別添：質問事項に対する回答（黒岩隆宏巡査部長）

1 釈明書2頁最下段から数えて14行目から12行目までの部分及び釈明書7頁本文12行目から13行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月26日午後2時頃、原告は「畑への通り道上の峠付近に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われるので現場検証してほしい」旨警察に通報、要請したところ、黒岩巡査部長ほか1人が検証した

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。
- 数年前の事案であり、記憶が曖昧な部分はある。
- 「死骸等の放置」については、
 - ・ 現場臨場した上で、位置の測定、写真撮影等を実施した。
 - ・ 現場で猪の死骸等を確認し、「ハンターが普通に獲物を捌いた結果」と判断した。「残渣放置規則（狩猟法第18条）」への抵触を念頭に調査した。しかし、当該ハンターは判明しなかった。
 - ・ 「原告の通り道に小猪2頭の毛皮放置と、1頭分の隠匿」が「狙撃グループ」による原告に対する脅迫行為であるとする合理的理由は認められないものと判断した。

2 釈明書2頁最下段から数えて11行目から9行目までの部分及び釈明書7頁本文14行目から16行目までの部分（上記項目1の続き）

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月26日午後3時頃、検証現場からの畑の原告への電話報告において、黒岩巡査部長は、「通り道からかなり離れた場所に大小各一匹の猪の死骸があった。血痕については通り道よりむしろ死骸の周囲に集中しており、ハンターが通常に獲物を捌いた結果と判断するので事件性は感じない」と見解しました。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。
- 数年前の事案であり、記憶が曖昧な部分はあるが、原告には事件性は感じない旨を説明した記憶がある。

3 釈明書2頁最下段から数えて8行目から4行目の途中(末尾は「以後にわたり平行線を辿りました。」となっている部分)までの部分及び釈明書7頁本文17行目から21行目までの部分(上記項目2の続き)

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

○ 私はこれに対し「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。先日の狙撃につき、何らかの注意または処分を受けたはずの狙撃グループが行った行為をすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じるがいかがか?どのような注意または処分をしたのか?」と抗議しました。

○ これに対し黒岩巡査部長は、「それは知らないのでヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿った。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

○ 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。

○ 平成27年1月中旬ころ、原告側が所有する畑付近で狩猟を行っていた者と、原告がトラブルとなった事案があった。

当時生活安全課の係長として勤務していた柳岡警部補他数名の者が現場臨場し、関係者からの事情聴取をした。

柳岡警部補が事情聴取した内容等は詳しく把握していなかったので、原告の質問については「柳岡警部補に聞いてもらいたい。」旨は説明した覚えがある。

4 釈明書3頁本文19行目から23行目までの部分及び釈明書7頁本文29行目から33行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

○ 原告が平成27年1月29日午前、沼田署に電話したところ、対応した黒岩巡査部長は、『平成27年1月26日午後5時頃、狙撃グループが原告の帰途上(上牧2517-2付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置いたこと』と『平成27年1月27日午前9時頃、狙撃グループが上記死骸のうち一匹を隠したこと』は、とにかく100%獣の仕業であり事件性無し」と主張した。

○ これに対して原告は、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実があったのか?」と質したところ、またも返事はなかった。

○ 原告が更に「それを知らなくて事件性を判断できないのでは?」と質したところ、「とにかく事件性無しと判断するので検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否した。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月29日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。
- 原告に対し、猪の死骸が移動していた事については、獣が移動させた可能性がある旨は説明した記憶がある。
- 猪の死骸が放置された現場には何度も臨場し、写真撮影等を実施した記憶がある。

5 猟銃発砲事案について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、猟銃発砲事案 (平成27年1月11日の群馬県利根郡みなかみ町上牧地内における猟銃の発砲事案及び同事案に端を発する一連の事案) につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 特になし

6 郵便局員配達事案について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、郵便局員配達事案 (平成29年4月5日に原告の自宅を郵便局員が配達に訪れた事案) につき、記憶していることで格別な事項があれば、回答願います。

(2) 回答

- 特になし (平成29年当時は沼田警察署で勤務していない)

7 原告「今井豊」について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、原告「今井豊」につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 特になし